

平成23年度 一般会計当初予算などを可決

3月定例会市議会が3月1日から23日までの日程で開かれました。
山岸市長は招集のあいさつで、「第5次勝山市総合計画の実施1年目として、この計画の中で基本政策として掲げている『工』ミュージアムの新たな展開による市民力の向上』や『勝山市の基盤となっている各地区の地域力の向上』の実現を目指していきたい」と新年度の決意を述べました。

決まった内容

●予算
平成23年度における一般会計および8件の特別会計、1件の企業会計予算が可決されました（2〜5ページ参照）。

また、平成22年度における一般会計および8件の特別会計、1件の企業会計の補正予算が可決され、平成22年度における一般会計補正予算に関する専決処分が承認されました。

●条例など

条例は、2件が制定、1件が全部改正、7件が一部改正されました。
・一般職の任期付職員に関する条例の制定
・国民健康保険条例の一部改正

- ・市立児童センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・市営温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・青少年センターの設置及び管理に関する条例の制定
- ・下水道条例の一部改正
- ・農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・水道事業給水条例の一部改正
- ・勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の全部改正

●その他

その他4議案が可決されました。
また、1件の陳情が採択され、1件の請願および4件の陳情が継続審査となりました。

●委員の任命

教育委員会委員の任命について同意されました。



宇佐美 博文氏
(鹿谷町東遅羽口)

平成23年4月使用分から

水道料金を改定します

水道料金は平成23年4月使用分から、左記料金表のとおり料金改定を行います。水道使用者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

メーター 口径	基本料金 10㎡まで		超過料金 1㎡につき			
	22年度	23年度	22年度		23年度	
13ミリ	1,050円	1,100円	11~30㎡ 105円	31~100㎡ 120円	101㎡~ 145円	
20ミリ	1,200円	1,250円	11~30㎡ 113円	31~50㎡ 128円	51~100㎡ 130円	101㎡~ 155円
25ミリ	1,400円	1,450円				
40ミリ	1,600円	1,650円				

※平成22年度とは、平成23年4月検針分（3月使用分）までを、平成23年度とは、平成23年5月検針分（4月使用分）から平成24年4月検針分（3月使用分）までをいいます

水道料金・下水道等使用料には 減免制度があります

お客様の給水装置は、お客様の責任において管理していただくことになっていきますので、漏水があった場合には、修繕費や漏れた水に対する水道料金・下水道等使用料もおお客様の負担になります。

ただし、給水装置の損傷や故障、土中や床下の配管の破損や老朽化が原因で漏水し、市の指定給水装置工事業者などによって修繕された場合、漏水量に応じた料金・使用料の一部を減免する制度があります。

減免の申請は、修繕終了後3か月以内に、減免申請書に市の指定給水装置工事業者などが作成した修繕報告書（写真添付）を添えて、上下水道課へ提出してください。

なお、減免の対象期間は、漏水が発生したと思われる月を含めて最長4か月間です。

減免率については、ケースにより異なりますので、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

☎ 上下水道課 (☎88-8106)



住宅用火災警報器設置義務化

6月1日(水)迫る!



総務省消防庁のホームページから、全国の奏功事例などが見られます。
<http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html>

住宅火災によって亡くなる方がたの6割が、逃げ遅れによるものです。その一方、住宅用火災警報器が鳴ったために、「火が小さいうちに消火できた」「早く避難することができた」という事例が多くあります。
あなたと家族の命を守る住宅用火災警報器を、1日でも早く設置しましょう。住宅用火災警報器は、お近くの量販店などで販売されています。

※設置する場所は主に寝室です（寝室が2階にある場合は、階段にも必要です）
※悪質な訪問販売にご注意ください

☎ 消防署 (☎88-0400)

電話予約や郵送請求も ご利用ください

戸籍謄本や住民票、税証明（所得証明・資産証明・納税証明）などを取りに行きたいが、時間内になかなか市役所まで行けない場合、電話予約による時間外交付（住民票および税証明のみ）や郵送請求をご利用ください。

◆電話による予約時間
平日の午前8時30分～午後5時30分
（祝日法による休日、年末年始は除きます）
※予約された書類については、市役所宿直室にてお渡しします

◆郵送請求に必要なもの

- ・交付申請書
 - ・本人確認のできるものの写し
 - ・交付手数料（定額小為替）
 - ・返信用封筒（切手貼付）
- 詳しくは下記までお問い合わせください

☎ 市民課 (☎88-8102)
税務課 (☎88-8101)

『毎週火曜日 午後7時まで』

市民課・税務課窓口の時間外延長を試行しています

4月から、窓口業務の時間外延長を試行していますので、どうぞご利用ください。
延長日時▶毎週火曜日
午後7時まで
（祝日法による休日、年末年始は除きます）



業務内容▶

- ①市民課業務
 - ・証明書発行業務（戸籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍謄抄本、附票謄抄本、身分証明書、死亡届の記載事項証明書、住民票謄抄本、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書）
 - ・印鑑登録業務
- ※住民異動を伴う転入、転出などの届け出および国民健康保険、国民年金に関する手続きは受け付けできませんので、ご注意ください
- ②税務課業務
 - ・証明書発行業務（納税証明書、資産証明書、所得証明書）